

小菅村地域防災計画 (資料編)

平成 25 年度

小 菅 村 防 災 会 議

防災関連条例

1 小菅村防災会議条例（昭和51年9月24日条例第12号）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、小菅村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小菅村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて小菅村の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 山梨県知事の部内の職員のうち村長が任命する者
 - (2) 山梨県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (3) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 教育長
 - (5) 消防長及び消防団長
 - (6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号及び第6号の委員の定数は、それぞれ1人、1人、6人及び8人とする。
- 7 第5項第1号から第3号まで及び第6号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県職員、町村職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるものうちから村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 5 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 小菅村防災会議運営要領

（趣 旨）

第 1 条 この要領は、小菅村防災会議条例（昭和 51 年小菅村条例第 12 号）第 5 条の規定に基づき、小菅村防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長の職務代理）

第 2 条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 3 条 防災会議の会議は必要に応じて開くものとする。

2 防災会議の会議は会長が招集する。

3 議長には、会長があたる。

（議 決）

第 4 条 防災会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（委 任）

第 5 条 防災会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は委任を受けた事務を処理したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

（事 務 局）

第 6 条 防災会議の事務を処理するため、事務局を小菅村役場総務課におく。

2 事務局に局長及び局員をおく。

3 局長は総務課長をもってあたる。

4 局員は小菅村役場職員のうちから会長が任命する。

（会 議 録）

第 7 条 事務局長は、次に掲げる事項について、会議録を作成する。

一 会議の日時及び場所

二 出席者の氏名

三 会議に付した案件

四 会議の経過

五 議決事項

六 その他参考事項

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

参 考

小菅村防災会議運営要領第 5 条の規定により会長に委任する事務について

災害対策基本法、同施行令及び小菅村防災会議条例に基づく小菅村防災会議の所掌事務のうち、次の事務については小菅村防災会議運営要領第 5 条の規定により会長に委任する。

- 1 小菅村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 2 関係地方行政期間の長その他の執行期間および関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

2 小菅村災害対策本部条例（昭和 51 年 9 月 24 日条例第 13 号）

（目 的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、小菅村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組 織）

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（ 部 ）

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑 則）

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 小菅村地震災害対策推進要綱（平成 10 年 9 月 1 日）

I 小菅村地震災害対策推進要綱

大地震が発生した場合、家屋、公共施設等の倒壊、二重災害としての火災、ガス爆発、地すべり、土砂崩壊、その他災害の及ぶ範囲は極めて広範である。このため、予知体制と相まって地震発生に常時対処するため、長期的視野にたつて各種の対策を継続的に推進することが必要である。

II 事前対策

1 地震災害対策本部等の設置

大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）に基づき、警戒宣言が発令された場合は、地震災害対策本部をすみやかに設置し、地震防災に関する応急対策の実施促進を図るとともに、防災責務の遂行にあたるものとする。

2 震災に対する防災体制の整備

大地震による災害は、広域的な激甚な被害をもたらすおそれがあり、これに対処するため防災活動が相互に有機的な関連をもちつつ効率的に機能しうるよう、その組織の強化を図るものとする。

(1) 公的機関における防災体制の整備

防災活動を密接な連携のもとに行う必要のある防災関係機関相互においては震災発生時において直ちに効果的に対処するよう、相互協力に関する計画を次の点に留意してあらかじめ定めておくものとする。

(ア) 情報の組織的収集と総合的な解析

(イ) 消防、警察、自衛隊等実働機関の連携い協力体制の確保

(ウ) 交通、通信機能及びその他公共施設の維持と緊急復旧

(2) 自主防災体制の整備

地域防災会、旅館、学校、病院、公共住宅等多数の人の利用する特殊建築物及び職域、地域ごとに責任者を定めておくものとする。

防災責任者は、関係機関と連携を保ちつつ、自主防災体制の整備を図り、効率的な初期消火、避難、救護、情報伝達等について計画を策定しておくものとする。

3 震災に対する知識の普及

震災による被害を最小限にとどめるため、村は、次に対して、それぞれ効果的な方法により震災に関する有効な知識の普及活動を行うものとする。

ア 地域住民

イ 防災責任者

ウ 工場、事業所の管理者

エ 学校の職員、生徒

また、村は、住民からの地震対策に関する一般的な相談に応ずるため窓口をあきらかにし、適切な指導にあたるものとし、特に木造住宅等の建築物及び住宅の耐震性等について診断及び補強方法等の指導が行えるよう、体制の整備を図るものとする。

(1) 広報内容

ア 地震についての一般知識

イ 建物の点検と補強方法

- ウ 地震発生時の心得
- エ 火災発生防止及び初期消火の心得
- オ 初期救助、救護の方法
- カ 避難の方法及び場所、誘導の方法等避難時における心得
- キ 非常食料、見回り品等の準備
- ク 道路交通の規制
- ケ 情報入手の方法
- コ 地域住民の自主防災についての組織づくり、救助機関に関する協力等

(2) 普及方法

映画、広報誌、パンフレット等によるほか、関係者の研修会、学校教育を通じて普及を図るものとする。

4 震災訓練の実施

地震災害の特殊性にかんがみ、防災関係機関は、特に情報の収集と伝達の方法、消火活動、避難誘導、救護活動、交通規制、道路の復旧作業、公共施設の応急復旧等に重点をおいた訓練を実施する。なお、訓練は、災害が広域にわたることを考慮し、国、地方公共団体、関係公共機関及び住民の参加を得た総合的訓練とする。

5 公共的施設等の点検整備

公共、公益施設は、防災上あるいは避難、救護に重要な施設であり、また危険物施設等は地震に際して大きな被害を及ぼすおそれがあるので、次の施設の耐震性について早急な点検を行い、所要の整備を図るため必要な措置又は指導を行う。

(1) 公共施設

- ア 道 路（橋梁、トンネル、擁壁等）
- イ 河 川（堤防、護岸、水門、揚水場等）
- ウ 官公庁建物
- エ 砂防設備等

(2) 公益施設

- ア 電 気
- イ ガ ス
- ウ 水 道
- エ 放送通信

(3) 特殊建築物

- ア 社会教育施設
- イ 旅館、民宿
- ウ 学 校
- エ 病 院（停電、断水時における機能保持のための施設を含む）

(4) 危険物施設等

- ア 石 油 類
- イ 高圧ガス
- ウ 毒物、劇物
- エ 火 薬

オ 病原菌

6 情報の収集、伝達体制及び通信施設の整備

地震発生に際し、避難、救護等直ちに必要な対策を実施するためには、被災の状況を迅速適確には握し、伝達する必要がある。

各防災関係機関は、情報収集体制の整備を行うと共に各防災関係機関相互及び民間協力団体も含めた一連の情報収集、解析と伝達の体制を計画的に整備確立するものとする。また、震災発生により有線通信網がと絶することが予想されるので

ア 警察、消防、行政用無線等の充実

イ 移動無線の整備と中継線の多ルート化、市外局の分散

ウ アマチュア無線局の協力により、緊急通信が確保できるよう配意する。

7 火災防止対策

大地震による災害の多くは、火災などによることにかんがみ、出火を防止するため発生直後の火気使用停止の徹底を図るほか、最も出火の原因となることが多いと思われる石油ストーブ等の火気使用器具の取扱い等について規制指導を行う。

(1) 石油ストーブについては、地震発生時に自動的に消火する装置の取付を指導する。

(2) 石油類等危険物施設、特に配管の接続部分等について、また、薬品等少量危険物の貯蔵方法等について指導する。

(3) 消化対策として、消防用水の確保のための耐震性貯水施設の設置、その他消防力の増強に努めるとともに、コミュニティーにおける小型動力ポンプ、消火器等の共同保有の整備について指導する。

8 避難地及び避難路の確保等

(1) 避難地の整備、確保については、震災及び火災からの安全性、避難者の到達距離等を考慮し、可能な限り大規模な避難地を地域の実情に応じて計画的に整備するものとする。なお、避難地における情報伝達、救護の実施体制の整備を図るものとする。

(2) 避難地については、避難の安全性について十分留意するとともに、村、警察、消防は避難路確保のため活動を優先的に行えるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

9 がけくずれ等危険箇所の事前措置

大震時においては、本村は地形、地質的にくずれ易い危険箇所が多く、人的、物的被害の発生が予想されるので、次の対策を推進するものとする。

(1) 必要に応じ、危険箇所については、その土地の所有者、管理者等に対し、防災工事を施すよう、指導するとともに住宅の移転等についても指導する。

(2) 警戒宣言が発令された時又は大地震時に、がけくずれ等の危険箇所に居住する者等は、あらかじめ定められた安全な場所に避難するよう指導するとともに、がけ地等くずれ易い箇所に対する知識の普及を図るものとする。

10 応急対策用資機材の整備等

村は、応急対策を的確、円滑に行うため消防、水防等の資機材の整備を図るとともに、点検を強化するものとする。また、移動用無線機、復旧資機材、主要食糧、衣料等生活必需品、医薬品、応急住宅建設資機材等について、あらかじめその在庫量をは握するとともに震災発生時の調達方法、輸送方法、復旧要員確保の方法、資機材確保のための緊

急措置等について民間と緊密な連携のもとに計画を策定するものとする。なお、震災発生時の初期消火の重要性にかんがみ特殊建築物の防火責任者に対しては、消火器又は簡易消火用具等各種消火設備及び避難器具の整備について指導を強化する。

Ⅲ 災害応急対策

1 災害対策本部等の設置

大規模な地震により被災した場合、村並びに公共機関は、防災対策の中核機能としての災害対策本部等をすみやかに設置し、防災責務の遂行にあたるものとする。

2 情報の収集及び伝達体制

(1) 体制の早期確立

大地震が発生した場合、村は、あらかじめ定められた区分にしたがい、直ちに情報の収集活動を行う。なお、有線通信が途絶した場合、日本電信電話株式会社等は、あらかじめ定められた計画に基づき、主要防災関係機関及び報道機関相互間の無線・有線通信系を早期確立する。

(2) 収集すべき情報

情報は、避難状況、交通状況、通信、火災、浸水、被害等各般におよぶが、特に被災初期においては、危険地域の住民の避難等住民の安全確保のための必要な情報を最も優先に収集し、得た情報は直ちに関係防災機関に通報、連絡する。

(3) 情報処理

ア 村は管内の情報について総合的に収集、分析を行い、応急対策実施のための資料とするとともに、特に危険地域からの住民の避難等住民の安全確保のために必要な情報について、有線及び広報車等により住民に広報する。

3 消防対策

震災の被害の大小は、火災を中心とした二次災害の発生状況いかんによって決まるので、火災による被害を最小限度に食いとめるため、次に留意して消防活動を行う。

(1) 地震発生直後における出火防止、初期消火についての住民に対する呼びかけを放送機関等の協力により直ちに行う。

(2) 住民、消防団員を中心として消防隊、事業所の自衛消防組織による初期消火についての徹底を図る。

(3) 消防活動は、第一次的には消防機関があたるが、警察、自衛隊等各種機関は、あらかじめ定めた手続に従い迅速に消防活動に協力するものとする。

4 避難対策

地震発生時において、村長、警察官、消防機関は、住民に対し避難の適確を期するための措置を講ずるものとする。この際、次の事項に注意する。

(1) 村長の避難の勧告又は指示があったとき、震災及び火災の発生状況、延焼拡大状況、浸水状況等により、避難路、避難地の安全確保を優先させる必要があると認めるときは、警察官、消防機関等はその安全確保のための交通規制及び消火活動、水防活動等を行うものとする。

(2) 避難時の混乱の防止及び円滑な避難誘導の実施等のため、関係機関は相互に連絡し、協力するものとする。

(3) 避難者に対しては、人命の安全を第一義とし、安全な避難が行われるよう、所持品

は必要最小限度にとどめるように指導するとともに、子供、病人、老人等保護を要する者の安全に特に配慮する。

5 緊急交通確保対策

交通は、あらゆる応急活動の基盤であり、この確保のためにつぎの事項に留意し、最善をつくすものとする。

(1) 交通規制措置

震災発生と同時に被害の態様に応じて関係機関は相互に協力し、適確に交通規制を実施するものとする。

ア 道路については、まず一定区域内の車両全面通行禁止、主要道路の車両通行禁止等の措置をとる。この際、緊急輸送車両の通行路を優先的に確保する。

その後、災害の状況に応じ、規制区域の増減、特定規制路線の指定等必要な措置を講ずるものとする。

イ ヘリポートの使用は、災害対策上重要な機関のヘリコプター等を優先的に扱うこととする。

(2) 緊急輸送手段の確保

被災者、補給物資等の輸送手段を早急に確保するため、道路運送業者の協力を得てすみやかに緊急輸送体制の確立を図るものとする。

6 施設の緊急復旧

(1) 道路については、老朽橋の落橋、法面崩落、盛土決壊、路面のき裂等が予想されるが、被災直後緊急に最小限の交通を確保するために、あらかじめ定められた計画に従い緊急復旧を行う。

(2) 河川及び堤防については、法面崩落、き裂沈下、破堤等の被害が予想されるが、被害が発生した場合は仮締切等による応急復旧を実施するとともに、浸水被害の生じている区域については、早急に内水排除を行うものとする。

(3) 通信施設については、通信機能の確保は迅速適確な災害応急活動の基本をなすものであるから、被災後直ちに主要防災関係機関相互間に臨時の通信網を確保するとともにあらかじめ定めてある復旧順位に従い応急復旧を図るものとする。

(4) 電気、ガス、水道施設については、社会的、経済的重要性から早期復旧に努めることとする。その際、災害復旧は、災害程度、各設備の重要度、復旧の難易並びに他系統の状態等を勘案して、災害の復旧効果の大なるものから行うが、特に病院等人命にかかわる箇所、災害対策中枢機能である官公署、放送、通信、交通などの公共、公益機関及び被災者収容所など緊急度の高いものから優先的に復旧するものとする。

7 救護対策

多数の被災者の応急的救護を行い、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図るため、災害救助法等による各般の救助を特に次の事項に留意して実施する。

(1) 応急収容対策

災害のため避難する必要のある者を、学校、公民館等の既存施設に収容する。

(2) 給食、給水対策

ア 給食

給食については、必要量を早急には握し、計画に従ってその調達を実施するとともに炊飯施設の早期確保緊急輸送により必要な給食を迅速に行うものとする。

イ 給 水

飲料水確保のため、あらかじめ給水源を確保し、給水車、トラック、ろ水器等の広域的な大量動員を図るものとする。このため、村は必要により運輸関係者に対し従事命令を行うほか、状況によっては、自衛隊の協力を求めるものとする。

(3) 応急対策

日本赤十字社、消防機関は、救護所を開設して応急救護活動を行うとともに、医療機関との連携のもとに救護活動を行うものとする。

(4) 医療対策

ア 医 療

医療機関は、収容能力、特に入院能力を広域的に調査は握し、入院患者の他の医療機関への移送及び震災による傷病者の収容が円滑に行われるよう配慮するものとする。また、集団的に発生した傷病者に対しては、日本赤十字社、医師会等との連携のもとに臨時救護基幹センターを設置し、あわせて巡回救護班を編成し、医療にあたるものとする。

イ 医 薬 品

救護医療品等については、医療施設等の需要に応じ迅速に確保できるよう措置するものとし、特に血液製剤、ガスエソ抗毒素及び破傷風抗毒素等の特殊な医薬品の確保に遺憾なきを期するものとする。

ウ 防 疫

被災地及び避難所における伝染病及び環境の悪化を防止するため、被災地において、浸水家屋等に対する消毒薬の散布、要素地伝染病患者の隔離収容等について、また、避難所においては防疫を重点として健康管理検病調査、予防接種等について迅速適確に措置するものとする。

(5) 被災者に対する相談機能の充実

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する問合せの相談に応ずるため、必要に応じ、公的機関における相談業務の機能を充実するものとする。

8 警備対策

災害時において、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため警察、消防等関係機関の密接な連絡、協力のもとに、次の事項を重点とした警備に遺漏なきを期するものとする。

(1) 正確な情報の伝達による流言飛語の防止及び人心の安定

(2) 避難地及び避難跡地における窃盗等各種犯罪の防止

(3) 主要施設の警戒

9 自衛隊の災害派遣

災害時における自衛隊の役割の重要性をかんがみ、あらかじめ策定してある計画にしたがい常に資機材等の整備を図るとともに、人命救助を第一目標として、県災害対策本部と緊密な連絡をとりつつ、被害状況の把握、避難の援助、避難者等の搜索救助、消防

活動、道路又は水路の啓開、修策、防疫等の支援、通信支援、人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸付又は譲与、交通規制の支援、危険物の保安及び除去等を効果的に実施するものとする。

IV 復興対策

震災からの復興にあたっては、特に次の諸点に留意して、必要な行財政措置を講じ早期に社会秩序の回復と良好な社会環境の形成に努めるものとする。

1 民生安定

- (1) 公共、公益施設を早期に復旧する。
- (2) 生活必需物資、住宅等を確保し、生活の安定を図る。
- (3) 災害融資等自立のための援助措置を強化する。
- (4) 雇用機会の確保を図るとともに、職業紹介機能を充実させる。
- (5) 防疫、消毒等住民の保健衛生に配慮する。
- (6) 小中学校の児童・生徒に対する教育の確保に万全を期する。

2 震災復興計画

耐震環境の整備された健康で文化的な都市を建設するために、すみやかに長期的視野に立った合理的な土地利用計画に基づく震災復興計画を策定する。

3 経済秩序等の早期回復

震災後には、経済秩序、社会秩序の混乱が予想されるが労働力、資材等の確保、必要な金融措置等を講ずることにより、生産活動の早期回復を図るとともに、関係商工団体、農業団体等の協力を得て、適正な価格による物資の円滑な取引促進、市場機能の回復に努めるものとする。

○ 小菅村地震情報伝達要請

- 1 警戒宣言又は地震情報の伝達について、次の方法により、適確に処理するものとする。
- 2 勤務時間内に、県から警戒宣言又は地震情報を受理した場合は、警戒宣言を除き、総務課長の指示により、その内容を解析、検討し、課長会議の議を経て、関係機関へ伝達するものとする。
- 3 勤務時間外に県から地震情報を宿直者が受理した場合は、その内容を総務課長(以下「担当」という。)に連絡するものとする。
- 4 担当は、直ちに上司に報告するとともに指示を受けなければならない。
- 5 警戒宣言又は地震情報の伝達方法は、「地震情報伝達系統図」により各機関は迅速に処理するものとする。
- 6 通信方法は、加入電話を活用し、非常事態における通信連絡体制に万全を期するものとする。

4 災害発生時の初動体制職員取扱要領

(初動体制職員の指定)

第1条 小菅村災害対策本部事務局長(総務課長)は、勤務時間外に発生する大災害に対処し、迅速かつ円滑な災害対策本部の運営を行うため、別に定める職員を初動体制職員に指名し、初動体制の整備を図る。

- 2 初動体制職員は、役場に勤務し、徒歩 10 分以内で登庁できる地域に在住する職員の中から職名・年齢を考慮して指名する。

(初動体制職員の業務)

第 2 条 初動体制職員は、別に定める大災害が発生した時は、ただちにあらかじめ指定した災害対策本部に登庁し、あらかじめ指定された業務を行う。

- 2 初動体制職員は、総務担当・情報収集担当の業務を行う。
 - (1) 総務担当職員は、各課に配置し、災害対策本部との連絡調整に当たる。
 - (2) 情報収集担当職員は、総務課に配置し、被害情報収集・報告・災害に関する資料の作成等を行う。
- 3 初動体制職員は、災害対策本部事務局員が業務についてきたときをもって業務はとかれるものとする。

(その他)

第 3 条 初動体制職員の服務については、別に定めるところとする。

- 2 その他、職員の初動体制に関し必要な事項は、事務局長が別途これを定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

○ 初動体制職員の業務概要

1 初動体制職員

初動体制職員は、小菅村災害対策本部事務局長（総務課長）により指名され、勤務時間外に発生する大規模災害に対し、迅速かつ円滑な災害対策本部の運営を行う。

- ・ 災害対策初動体制職員 9 人
- ・ 総務担当職員 5 人 （各課に配置し、災害対策本部との連絡調整・各課における災害応急対策の実施に当たる。）
- ・ 情報収集担当職員 4 人 （総務課に配置し、気象情報の収集・被害状況等の収集・伝達・災害に関する資料の作成・整理・災害に関する一般情報の提供等を行う。）

2 非常参集の基準

- (1) 震度 6 弱以上の地震発生の場合、又は各種気象情報の警報が発せられたとき。
- (2) 震度 6 弱以上の地震発生の場合、又は災害が発生したとき、並びに本部長の配備指令があったとき。

5 小菅村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年 4 月 1 日 条例第 8 号）

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 49 年法律第 82 号以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風・豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行い、並び

に自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けを行い、持って村民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

一 災害・暴風・豪雨・豪雪・洪水・地震・その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

二 村民、災害により被害を受けた当時、この村の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 村長は、村民が令第1条に規定する災害（以下この章および次章において、単に「災害」という。）により死亡したときは、そのものの遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

一 死亡者の死亡時において、志望者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

二 前号の場合において、どう順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

イ 配偶者

ロ 子

ハ 父 母

ニ 孫

ホ 祖父母

2 前号の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項に規定にかかわらず第1項の遺族のうち村長が適当と認めるものに支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者一人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることになる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合は支給しない。

- 一 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大に過失により生じたものである場合
- 二 令第2条に規定する場合
- 三 災害に際し、村長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、
村長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続き)

第8条 村長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 村長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 村は、村民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の整形を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付

(災害援護資金の貸付)

第12条 村長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の村民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害擁護資金の貸し付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯あたりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - イ 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
 - ロ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円
 - ハ 住居が半壊した場合 270万円
 - ニ 住居が全壊した場合 350万円
- 二 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150 万円

ロ 住居が半壊した場合 170 万円

ハ 住居が全壊した場合（この場合を除く） 250 万円

ニ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円

三 第 1 号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、措置期間は、そのうち 3 年（令第 7 条第 2 項かつこ書の場合は 5 年）とする。

（利 率）

第 14 条 災害援護資金は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

（償 還 等）

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸し付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除・保証人・一時償還・違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用する。

防災関連法令

1 災害対策基本法（抜粋）

（市町村地域防災計画）

第 42 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災事業計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の防災予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予防又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救護、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

3 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

4 市町村防災会議は、第 1 項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 第 21 条の規定は、市町村長が第 1 項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

（市町村長の出動命令等）

第 58 条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出勤の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は消防吏員（当該市町村の職員である者を除く。）、警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

（市町村長の避難の指示等）

第 60 条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退きを勧告し、

及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のため立ち退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立ち退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立ち退き先を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。
- 4 市町村長は、第1項の規定により避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立ち退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

（警察官等の避難の指示）

第61条 前条第1項又は第3項の場合において、市町村長が同条第1項に規定する避難のための立ち退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

- 2 前条第2項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立ち退きを指示する場合について準用する。
- 3 警察官又は海上保安官は、前項の規定により避難のための立ち退きを指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 4 前条第4項及び第5項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

2 大規模地震対策特別措置法（抜粋）

（地震防災応急対策及びその実施責任）

第21条 地震防災応急対策は、次の事項について行うものとする。

- (1) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- (4) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- (6) 緊急輸送の確保に関する事項
- (7) 地震災害が発生した場合における食糧・医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

る事項

- 2 警戒宣言が発令されたときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他執行機関、指定公共機関、地震防災応急計画を作成した者その他法令の規定により地震防災応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は地震防災計画の定めるところにより、地震防災応急対策を実施しなければならない。
- 3 前項に規定する者は、地震防災応急対策を的確かつ円滑に実施するため相互に協力しなければならない。

(住民等の責務)

第 22 条 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内の居住者等は、火気の使用、自動車の運行、危険な作業等の自主的制限、消火の準備その他当該地震に係る地震災害の発生防止又は軽減を図るため必要な措置を執るとともに、市町村長、警察官、海上保安官その他の者が実施する地震防災応急対策に係る措置に協力しなければならない。

3 消防法（抜粋）

(火災発見の通報者)

第 24 条 火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなければならない。

- 2 すべての人は、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

(応急消火義務等)

第 25 条 火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者は、消防隊が火災の現場に到達するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない。

- 2 前項の場合においては、火災の現場付近にある者は、前項に掲げる者の行う消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協力しなければならない。
- 3 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のための必要な事項につき情報の提供を求めることができる。

4 災害救助法

第 2 章 救 助

第 3 条 都道府県知事は、救助の万全を期すため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

第 4 条 救助の種類は、次の通りとする。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

- (8) 学用品の給与
 - (9) 埋葬
 - (10) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- 2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれをなすことができる。
 - 3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

5 警察法（抜粋）

1 警察官職務執行法

（避難等の措置）

- 第4条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。
- 2 前項の規定により警察官がとった措置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない。

6 自衛隊法（抜粋）

（災害派遣）

- 第83条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。
- 2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。
 - 3 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。
 - 4 第1項の要請の手続は、政令で定める。

（地震防災派遣）

- 第83条の2 防衛大臣は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第11条第1項に規定する地震災害警戒本部長から同法第13条第2項の既定による要請があった場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。

隣接市町村との災害応援協定

○ 奥多摩町、丹波山村、小菅村消防団相互応援協定（昭和42年12月10日） （告示 第10号）

第1条 消防組織法第21条の規定に基づき奥多摩長、丹波山村、小菅村（以下「関係町村」という。）間の消防相互応援はこの協定の定めるところによる。

第2条 関係町村は、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 災害が発生した場合には、これが防御、鎮圧、並びに救出、救護のため関係町村は、それぞれの消防警備上に支障のない限度において次の方法により応援出動する。

一 普通応援

関係町村内に発生した火災を受報または認知したときは原則として隣接分団または部が出動するものとする。応援側並びに応援区域は別表のとおりとする。

二 特別応援

関係町村の管轄区域内に大火災が発生し、応援を必要とするときは、前後の規定にかかわらず、関係町村長もしくは関係町村消防団長の要請または状況判断により応援するものとする。

2 応援を要請しようとするときは、つぎに掲げる事項を明らかにしてとりあえず口頭または電話番号により要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

一 被害場所

二 被害状況

三 応援を要する人員、車両、機材、数量

四 その他必要な事項

第4条 応援出動団は、防御指揮その他について被応援団と密接に連けいを保つとともに、現場にある被応援団現地最高指揮者の指揮に入るものとする。

2 応援出動団の長は、現地到着、引揚げおよび消防行動についてすみやかに現地最高指揮者に報告するものとする。

第5条 応援のために要した経常的経費並びに事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

第6条 この協定の実施について疑義が生じたときは、それぞれ協議して決定するものとする。

第7条 本協定を証するため関係町村はそれぞれ一通を保管する。

附 則

1 この協定は、昭和42年12月16日から施行する。

2 昭和41年12月16日締結の協定は廃止する。

別 表

応援側	応援区域	出場隊
丹波山村	奥多摩町 留浦 小菅村東部（余沢）	丹波山村消防団第3部
小菅村	奥多摩町 留浦、川野 丹波山村 鴨沢	小菅村消防団第2部
奥多摩町	丹波山村 鴨沢 小菅村東部（余沢）	奥多摩町消防団第6分団第1部

○ 大月市、上野原町、小菅村、丹波山村、消防応援協定

制定 昭和 45 年 4 月 1 日

第 1 条 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づく大月市、上野原町、小菅村及び丹波山村（以下協定市町村という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第 2 条 この協定は、火災又は緊急事故等の発生の際、協定市町村の消防力を活用して被害を最小限に防止することを目的とする。

第 3 条 相互応援の方法は次のとおりとする。

(1) 普通応援

協定市町村の管轄区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は応援側から 1 隊出動を原則とする。

(2) 特別応援

協定市町村の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生し応援を必要とする場合は前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第 4 条 応援出動隊は、すべて現場の被応援側の最高指揮者の指揮に従うものとする。

第 5 条 応援出動隊の長は、消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第 6 条 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は両者協議の上決定するものとする。

第 7 条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、消防相互応援の実施について必要な事項は、協定市町村の長が協議して定めるものとする。

第 8 条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど協定市町村の長が協議して決定するものとする。

第 9 条 本協定を証するため、正本 4 通を作成し協定市町村が各 1 通を保管するものとする。

附 則

この協定は、昭和 45 年 4 月 1 日から効力を生ずる。

大 月 市 市 長 志 村 寛 印

上 野 原 町 町 長 倉 田 喜 好 印

小 菅 村 村 長 木 下 盛 寿 印

丹 波 山 村 村 長 中 村 正 文 印

○ 東京都狛江市および山梨県上野原市と災害時における相互応援協定締結

(趣旨)

第1条 東京都狛江市（以下「甲」という。）、山梨県上野原市（以下「乙」という。）、山梨県北都留郡小菅村（以下「丙」という。）とは、甲乙丙のいずれかの区域内において災害が発生した場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく被災した自治体の応援要請に対して、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 前条に規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資器（機）材及び物資の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資器（機）材の提供
- (3) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請することができ、後日に文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに規定する資器（機）材等（以下「応急物資」という。）の種類及び数量
- (3) 前条第4号に規定する職員等の職種別人員数及び派遣期間
- (4) 応援の場所及びその経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災した自治体が必要とする事項

(輸送)

第4条 応急物資及び派遣職員等の輸送は、応援をする自治体が行うものとする。

(緊急応援)

第5条 応援をする自治体は、応援を受ける自治体に応援要請をするいとまがないと判断したときは、第3条に規定する応援要請の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援をする自治体の職員等は、応援を受ける自治体の長の指揮下に入り、行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、応援をする自治体から特別の申出がない限り、応援を受ける自治体の負担とし、その費用については協議して決定する。

2 応援を受ける自治体が、経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受ける自治体から要請があった場合は、応援をする自治体が一時立替支弁するものとする。

(災害補償等)

第8条 第2条第4号の規定により派遣され、応援活動に従事した職員等に係る公務災害補償等については、原則として応援をする自治体が行うものとする。

2 前項の職員等が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける自治体が、応援を受ける自治体への往復途中に生じたものについては応援をする自治体が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡責任者)

第9条 第3条に規定する応援手続が確実かつ円滑に行われるよう、甲乙丙はあらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲乙丙がその都度協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙丙いずれかから協定効力終了の申出がないときは、この協定は、1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

以上協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲乙丙が署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年 7月12日

(甲) 東京都狛江市長 高橋 都彦

(乙) 山梨県上野原市長 江口 英雄

(丙) 山梨県北都留郡小菅村長 船木 直美

○ 上野原町・小菅村消防相互応援協定に関する覚書

第1条 この覚書は、大月市・上野原町・小菅村・丹波山村消防相互応援協定第7条により、上野原町と小菅村（以下「協定町村」という）が当該業務の円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この協定は、火災又は救急事故等の災害発生の際、協定町村の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

第3条 災害が発生した場合に協定町村は、それぞれの区域内消防警備上に支障のない限度において、次の方法により応援出場する。

(1) 普通応援

別表に定める応援区域内に発生した災害を受報又は覚知した場合は、応援側から別表のとおり出動するものとする。

(2) 特別応援

協定町村の管轄区域に災害が発生し応援を必要とする場合は、前号にかかわらず、協定町村の長もしくは、協定町村消防団長の要請、又は状況判断により応援するものとする。

この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

2 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を口頭（電話又は伝令）により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害発生場所

(2) 被害状況

(3) 応援を要する人員、機材、数量等

(4) その他必要な事項

第4条 応援出場隊は、現場の被応援側最高指揮者の指揮下に入るものとする。

2 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第5条 応援のために要した経常的経費並びに事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

第6条 この覚書の実施について疑義が生じたときは、そのつど協定町村の長が協議して定めるものとする。

第7条 本覚書を証するため正本2通を作成し、協定町村が各1通保管するものとする。

附 則

この覚書は、平成10年4月1日から効力を生ずる。

別 表

応 援 側	応 援 区 域	出 場 隊
上 野 原 町	小菅村長作（鶴峠まで）	上野原町消防団西原分団 第 4 部・第 5 部
小 菅 村	上野原町西原 原・飯尾	小菅村消防団 第 2 部第 2 消火

北都留郡上野原町上野原 3,758 番地

上野原町長 **奈 良 明 彦** ㊞

北都留郡小菅村 4,698 番地

小 菅 村 長 **広 瀬 文 夫** ㊞

その他の資料

○ 医療救援関係資料

(1) 救急医療機関

施設名	所在地	電話番号	救急病床数	認定期間の開始日	備考
上野原市立病院	上野原市上野原 3195	0554-62-5121	8	H23. 2. 13	
大月市立中央病院	大月市大月町花咲 1225	0554-22-1251	19	H 2 3 . 2 . 1	
医療法人社団 仁成会 高木病院	青梅市今寺 5-18-19	0428-31-5255	—	—	
青梅市立総合病院	青梅市東青梅 4-16-5	0428-22-3191	—	—	
奥多摩町国民健康 保険奥多摩病院	西多摩郡奥多摩町氷川 1111	0428-83-2145	—	—	

(2) 救急医療品等保管場所

名称	所在地	電話番号
北都留郡医師会	大月市大月町花咲 10 大月市総合福祉センター	0554-23-2001

(3) 医療用酸素、笑気ガス取扱所

名称	所在地	電話番号
日東物産(株)今諏訪事業所	南アルプス市下今諏訪 423	055-282-2141
(株)千代田甲府営業所	南アルプス市寺部 1418-1	055-284-2341
(有)渡辺酸素機械店	富士吉田市松山 4-2-9	0555-22-0548
中村酸素(株)	富士吉田市ときわ台 2-6-10	0555-23-1161
山梨東海(株)	甲斐市敷島町長塚 126-1	055-277-2656
岩谷産業(株)甲府営業所	甲府市相生 1-1-5	055-227-1911

○ 地すべり防止区域一覧表

(1) 地すべり防止法に基づく地すべり防止区域指定一覧表

農政関係（農村振興局所管）			林政関係（林野庁所管）			土木関係（国土交通省所管）		
箇所	面積	区域名	箇所	面積	区域名	箇所	面積	区域名
—	—	—	—	—	—	1	37.13ha	小永田

(2) 地すべり危険箇所一覧表（国土交通省所管）

箇所数	箇所名
2	小永田上、余沢

○ 急傾斜地危険区域一覧表

(1) 急傾斜地崩壊危険区域

箇所数	面積 ha	指 定 区 域 名	備 考
9	12.88	橋立、金風呂、余沢、白沢、池の尻、長作、長作-2、余沢-2、吉野	

(2) 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

指定区域名	大字 字	指定年月日	指定番号	指定面積(ha)	指定保全戸(戸)
橋 立	橋立	S 4 8 . 5 . 1 4	0362	1.43	34
金 風 呂	日向金風呂	S 5 6 . 3 . 5	0089	1.63	11
〃	〃 〃	H 8 . 2 . 2 9	0121	0.33	3
余 沢	大夏地 他	S 5 9 . 6 . 1 8	0281	1.21	22
〃	姥ヶ懐	H 5 . 4 . 1 2	0171	0.32	1
白 沢	エボシ	S 5 9 . 6 . 1 8	0282	2.26	7
〃	白沢エボシ	H 1 5 . 2 . 1 7	0088	0.05	5
池 の 尻	川久保 他	S 6 0 . 5 . 9	0183	4.34	18
長 作	長 作 他	H 3 . 3 . 7	0181	0.89	10
長 作 - 2	前原上 他	H 4 . 1 0 . 1 5	0410	0.28	7
余 沢 - 2	下夕畑	H 5 . 4 . 1 2	0170	0.10	10
吉 野	吉野	H 9 . 3 . 3 1	0140	0.04	5

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所

危険箇所名	大 字	字	危険人家(戸)	指定区域名
橋 立 上		橋 立 上	20	
橋 立		橋 立	42	橋 立
川 久 保		川 久 保	10	池の尻
池 の 尻		池 の 尻	10	池の尻
田 元		田 元	10	
山 沢		山 沢	6	
井 狩		井 狩	8	
小 永 田		小 永 田	8	
吉 野		吉 野	14	吉 野
白 沢	小 菅	白 沢	5	
白 沢 の 2		エ ボ シ	5	白 沢
白 沢 の 3		白 沢	15	
余 沢 の 1		大 夏 地	8	余 沢
余 沢 の 2	小 菅	余 沢	7	
余 沢 の 3	東 部	余 沢	9	余沢の2
余 沢 の 4		日 影 余 沢	5	
大 成		大 成	5	

金 風 呂		金 風 呂	10	金風呂
長 作		神 楽	7	長 作
森		森	5	
長 作 の 2	長 作		5	長作の2
長 作 の 3	小 菅	長 作	5	

○ 土石流危険渓流一覧表

幹川名	渓流名	字	人家戸数	公共施設数	公共建物	備考
鶴川	神楽入沢	倉骨	7	0		
〃	大長作川	牛飼	7	0		
小菅川	西沢	橋立	5	1	消防倉庫	
〃	上割間沢	〃	40	2	公民館、生活センター	
〃	天の久保	〃	27	2	〃 〃	
〃	宮川	池の尻	14	5	病院、消防、駐在所、他	
〃	小峰沢	〃	28	7	公民館、郵便局、寺、他	
〃	竹の沢	〃	6	2		
〃	山沢川	田元	7	1	集会所	
〃	ナガサス沢	橋立	6	0		
〃	棚沢	棚沢	0	1		
〃	日影沢	〃	10	0		
〃	川上沢	井狩	14	0		
白沢川	井狩沢	〃	13	0		
〃	作の宮川	浅久保	9	1	公民館	

○ 山地災害危険地一覧表

(1) 崩壊土砂流出危険地区一覧表

番号	大字、字	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)	治山事業進捗状況	公共施設等					備考
								人家50戸以上	人家49〜10戸	人家9〜5戸	人家4戸以下	公共施設道路除く	
1	小菅・秋切	有	無	無	有	2.73	無			3		県道	
2	〃 井戸沢	有	無	無	有	1.05	一部既成		26			〃	
3	〃 小米沢	有	無	無	有	2.70	未成		33			〃	
4	〃 コケヤ	有	無	無	有	4.80	未成		30			〃	
5	〃 神楽入	有	無	無	無	9.90	一部既成		24			〃	
6	〃 笹畑	有	無	有	有	3.15	〃					〃	

7	〃 ハイマゼ	有	無	有	有	0.75	〃						〃	
8	〃 釜戸沢	有	無	無	有	2.31	未成						〃	
9	〃 沢入	有	無	無	有	2.88	既成	86				1	〃	
10	〃 梅之木久保	無	無	無	有	1.62	未成			9			〃	
11	〃 大茶戸	無	無	無	無	1.05	無		11				〃	
12	〃 棚沢	無	無	無	有	1.26	未成				2		〃	
13	〃 竹の沢	有	無	無	無	0.75	未成		22			1	〃	
14	〃 獅子倉	有	無	無	無	2.10	一部既成					6	〃	
15	〃 カズ久保	無	無	有	有	1.35	未成						〃	
16	〃 中丸	無	無	無	無	0.90	無		15				〃	
17	〃 小沢	無	無	無	無	1.92	〃						〃	
18	〃 田口	無	無	無	無	2.70	〃						〃	
19	〃 川入	有	無	無	無	2.43	〃						〃	
20	〃 玉川	有	無	無	有	6.05	一部既成		12				〃	
21	〃	有	無	有	無	5.40	無		20				〃	
22	〃	無	無	有	無	9.00	未成		20				〃	
23	〃 吉野	無	無	無	無	0.62	未成			6			〃	
24	〃 棚沢	無	無	無	無	0.10	無						〃	
25	〃 日向ザス	無	無	無	無	0.10	既成						〃	
26	〃 川上沢	無	無	無	無	1	未成		40				〃	
27	〃 タケノカヤ	無	無	無	無	2	無				2		〃	
28	川入(都有林)	有	無	無	有	1.42	無						林道	
29	〃	有	無	無	有	1.14							〃	
30	〃	有	無	無	無	1.20	無						〃	
31	〃 山沢入	有	無	有	無	2	一部既成		18				県道	

(2) 山腹崩壊危険区域一覧表

番号	大字、字	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)		治山事業 進捗状況	公共施設等					
					調査地区	危険地区 メッシュ 65点以上		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設道路除く	道路
1	小菅 御道街道	有	無	有	4	4	一部既成				1		県道
2	〃 吉原	無	無	有	5	5	〃				4		〃
3	〃 セト	無	無	無	6	6	無		15				林道
4	〃 エボシ	無	無	無	4	4	〃		34		1		県道
5	〃 コセド	無	有	無	5	5	〃		34				〃
6	〃 山沢向	有	有	無	6	6	〃		47				〃
7	〃 姥ヶ懐	無	有	無	9	8	無		15				〃
8	〃 宮川	無	有	有	21	20	一部既成						〃
9	〃 岩花上 ノ山外	無	無	無	26	25	無			8			県道
10	〃 姥ヶ懐	無	無	無	10	9	無						国道
11	橋立向	有	無	有	10	10	一部既成		30				県道
12	小菅 日向金風呂	無	有	無	3	3	未成			5			国道

○ 重要水防区域一覧表

河川名	重要水防箇所・位置	左右岸別	延長 m	重要度		備考
				階級	理由	
小菅川	金風呂地内	左	80	B	洗掘、護岸老朽	県指定
〃	橋立、養魚場下	〃	120	A	洗掘、護岸老朽	〃
〃	川久保、養魚場上	〃	140	A	〃 〃	〃
〃	田元、養魚場横	右	200	B	水衡部護岸老朽	〃
鶴川	長作、集落中	〃	140	A	洗掘、護岸老朽	〃
宮川	川久保地内	左	50	A	堤体強度、堤防断面不足	〃
〃	〃	右	50	A	〃 〃	〃

○ 土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定箇所一覧表

市町村名	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示番号
小菅村	急傾斜地の崩壊	橋立上	○	橋立	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	橋立一1	○	橋立	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	橋立一2	○	橋立	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	池ノ尻一1	○	池之尻	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	池ノ尻一2	○	池之尻	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	川久保	○	川久保	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	田元	○	田元	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	山沢一1	○	山沢	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	山沢一2	○	山沢	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	井狩	○	井狩	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	白沢一1	○	井狩	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	白沢一2	○	井狩	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	余沢の 2	○	余沢	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	余沢の 4一1	○	白沢	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	余沢の 4一2	○	白沢	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	余沢の 1一1・東部Ⅱ	○	余沢	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	余沢の 1一2	○	余沢	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	余沢の 3	○	余沢	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	大成	○	大成	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	金風呂一1	○	大成	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	金風呂一2	○	大成	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	白沢の 2	○	白沢	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	白沢の 3一1	○	小永田	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	白沢の 3一2	○	小永田	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	小永田一1	○	小永田	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	小永田一2	○	小永田	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	小永田一3	○	小永田	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	吉野一1	○	小永田	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	吉野一2	○	小永田	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	長作	○	長作	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	長作の 3	○	長作	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	長作の 2	○	長作	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	森一1	○	長作	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	森一2	○	長作	H22. 2. 22	51

小菅村	急傾斜地の崩壊	橋立Ⅱ	○	橋立	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	池ノ尻Ⅱ	○	池之尻	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	山沢Ⅱ	○	田元	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	山沢Ⅱの2	○	井狩	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	大成Ⅱ	○	大成	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	吉野Ⅱ	○	白沢	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	長作Ⅱ	○	長作	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	長作Ⅱの2	○	長作	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	森上Ⅱ	○	長作	H22. 2. 22	51
小菅村	急傾斜地の崩壊	橋立上Ⅴ	○	橋立	H23. 8. 4	304
小菅村	急傾斜地の崩壊	川久保向Ⅴ	○	橋立	H23. 8. 4	304
小菅村	急傾斜地の崩壊	田元Ⅴ	○	田元	H23. 8. 4	304
小菅村	急傾斜地の崩壊	淀Ⅴ	○	池之尻	H23. 8. 4	304
小菅村	急傾斜地の崩壊	井狩Ⅴ	○	井狩	H23. 8. 4	304
小菅村	急傾斜地の崩壊	井狩Ⅴの2	○	井狩	H23. 8. 4	304
小菅村	急傾斜地の崩壊	井狩Ⅴの3	○	井狩	H23. 8. 4	304
小菅村	急傾斜地の崩壊	井狩Ⅴの4	○	井狩	H23. 8. 4	304
小菅村	急傾斜地の崩壊	井狩Ⅴの5	○	井狩	H23. 8. 4	304
小菅村	急傾斜地の崩壊	棚沢Ⅴ	○	余沢	H23. 8. 4	304
小菅村	急傾斜地の崩壊	棚沢Ⅴの2	○	余沢	H23. 8. 4	304
小菅村	急傾斜地の崩壊	棚沢Ⅴの3	○	余沢	H23. 8. 4	304
小菅村	急傾斜地の崩壊	余沢Ⅴ	○	余沢	H23. 8. 4	304
小菅村	急傾斜地の崩壊	余沢Ⅴの2	○	余沢	H23. 8. 4	304
小菅村	急傾斜地の崩壊	玉川Ⅴ	○	金風呂	H23. 8. 4	304
小菅村	急傾斜地の崩壊	玉川Ⅴの2	○	金風呂	H23. 8. 4	304
小菅村	急傾斜地の崩壊	大成Ⅴ	○	大成	H23. 8. 4	304
小菅村	急傾斜地の崩壊	大成Ⅴの2	○	大成	H23. 8. 4	304
小菅村	急傾斜地の崩壊	浅久保Ⅴ	○	小永田	H23. 8. 4	304
小菅村	急傾斜地の崩壊	笹畑Ⅴ	○	白沢	H23. 8. 4	304
小菅村	土石流	神楽入沢	○	長作	H22. 2. 22	51
小菅村	土石流	大長作川	○	長作	H22. 2. 22	51
小菅村	土石流	井戸沢	○	長作	H22. 2. 22	51
小菅村	土石流	日影沢		白沢	H22. 2. 22	51
小菅村	土石流	沢入沢		小永田	H22. 2. 22	51
小菅村	土石流	作の宮川	○	小永田	H22. 2. 22	51
小菅村	土石流	井狩沢	○	井狩	H22. 2. 22	51
小菅村	土石流	川上沢		井狩	H22. 2. 22	51
小菅村	土石流	山沢川		田元	H22. 2. 22	51

小菅村	土石流	ナガサス沢		橋立	H22. 2. 22	51
小菅村	土石流	西沢	○	橋立	H22. 2. 22	51
小菅村	土石流	上割間沢	○	橋立	H22. 2. 22	51
小菅村	土石流	天ノ久保	○	橋立	H22. 2. 22	51
小菅村	土石流	宮川-1	○	池之尻	H22. 2. 22	51
小菅村	土石流	宮川-2		池之尻	H22. 2. 22	51
小菅村	土石流	小峰沢	○	池之尻	H22. 2. 22	51
小菅村	土石流	竹の沢	○	池之尻	H22. 2. 22	51
小菅村	土石流	大茶ア入沢		余沢	H22. 2. 22	51
小菅村	土石流	大成沢	○	大成	H22. 2. 22	51
小菅村	地滑り	余沢		白沢	H22. 2. 22	51
小菅村	地滑り	小永田上一1		小永田	H22. 2. 22	51
小菅村	地滑り	小永田上一2		小永田	H22. 2. 22	51
小菅村	地滑り	小永田上一3		小永田	H22. 2. 22	51
小菅村	地滑り	小永田上一4		小永田	H22. 2. 22	51
小菅村	地滑り	小永田上一5		小永田	H22. 2. 22	51
小菅村	地滑り	小永田上一6		小永田	H22. 2. 22	51
小菅村	地滑り	小永田上一7		小永田	H22. 2. 22	51